

遠野市監査委員告示第4号
令和3年3月24日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 佐藤 サヨ子
遠野市監査委員 佐々木 資光

令和2年度定期監査結果報告書（後期）

1 監査の期日・場所及び対象

地方自治法第199条第4項の規定に基づく標記の監査について、下表のとおり33課等を対象に対象課等の事務室等において、実地監査を令和3年1月22日から2月5日までにおける延べ7日間及び共通事項のみの監査を令和3年2月8日の1日間、合計延べ8日間実施した。

期日	対象課等
1月22日	上下水道課、税務課
1月25日	情報連携推進課、福祉課、健康長寿課
1月27日	医療連携室、こども政策課、母子安心課、農林課、畜産園芸課
1月29日	商工労働課、観光交流課、三セク・まち活推進室、六次産業室、市民課
2月1日	建設課、まちづくり推進課、環境課、消防総務課、遠野消防署
2月3日	市民協働課、地域づくり応援室、生涯学習スポーツ課、パラリンピック推進室
2月5日	文化課、学校教育課
2月8日	防災危機管理課、新型コロナウイルス感染症対策室、遠野消防署宮守出張所、遠野文化研究センター、図書館、博物館、教育研究所

※ 2月8日実施分については、共通事項のみを対象に書類の提出を求め、対象課等の事務室、監査委員事務局事務室等において監査した。

2 監査の内容

令和2年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。

3 監査の手順、着眼点等

- (1) 事前に監査対象項目に係る関係書類等の提出を求め、その内容について照合確認するとともに必要に応じて関係職員から説明を聴取して実施した。
- (2) 対象課等が所管する事務事業の中から予算規模や過去の監査実施状況等に基づき抽出した延べ30の事務事業について、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に基づき適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性及び有効性の視点に留意し、合理的かつ効率的に行われているかについて監査した。
- (3) すべての対象課等について、共通事項として次の5項目を監査した。
 - ア 各課等で該当する分担金、負担金、使用料、手数料及び諸収入
 - イ 現金等の保管状況
 - ウ 郵便切手類の保管及び受払
 - エ 物品の管理及び出納
 - オ 車両の運行管理

4 監査の結果

一部の契約事務において、契約書に貼付されている印紙が印紙税法別表第一に定める印紙税額と相違していた。

印紙税額に誤りがあることをもって契約の成立及び効果に影響を及ぼすものではないが、国税である印紙税の適切な納付が行われるよう、印紙の貼付の要否のみならず、額面が適正な契

約書となっていることを確認されたい。

なお、事務処理における書類上の軽微な不備等については、その都度関係職員に対して口頭で改善を指導したので記述を省略する。

監査対象事業別及び共通事項の監査の結果については、次のとおりである。

監 査 結 果

【所管事務の執行状況及び意見】

1 上下水道課

水道事業の所管事務は、経営計画、調査及び統計に関すること、水道料金、加入金、手数料その他の公金の徴収、減免、督促及び強制執行に関すること、水道施設の新設、拡張、改良、移転に関する計画、設計、施工及び監督に関すること、水道施設及び配水管の維持管理に関すること、漏水防止に関すること等である。

下水道事業の所管事務は、下水道事業の計画及び実施に関すること、下水道施設の維持管理に関すること、使用料及び負担金、分担金その他の公金の徴収、減免及び督促に関すること、浄化槽の設置届及び維持管理の指導並びに立入検査に関すること、水洗化促進に関すること等である。

○配水管漏水調査業務委託（踊鹿系）・水道事業

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

本調査業務の実施により 24 箇所の漏水が発見され、うち個人管理に属さない 18 箇所の修繕が実施されたことで、年間推定量 29 万 7 千立方メートル（一般用の超過料金に換算して 6 千 500 万円相当）の損失の防止が図られた。有収率向上のための最も有効な手段の一つとして、大きな経費節減効果を生み出した有効な事業であると認めた。

○施設維持管理業務委託料・下水道事業

〔指摘事項〕

業務委託契約書 2 通に貼付された印紙の税額について、印紙税法別表第一に定める印紙税額に対して過不足を生じていることを認められた。1 通は所定額 2 万円のところ 10 万円の貼付で 8 万円の過多、もう 1 通は所定額 10 万円のところ 2 万円の貼付で 8 万円の不足となっていた。

〔意見・要望〕

一般家庭、事業所等から排出されるし尿及び生活雑排水を適切に処理し、河川の水質保全と快適な市民生活の維持に資する施設である遠野浄化センター、宮守浄化センター等の維持管理に関する諸業務は、計画的かつ適切に実施されていると認めた。

2 税務課

所管事務は、税制に関すること、市税の賦課及び調定に関すること、市税の賦課資料の調

査収集及び課税標準の決定に関する事、固定資産の評価に関する事、固定資産課税台帳に関する事、市税の徴収に関する事、滞納処分に関する事、市税の不納欠損処分及び執行停止に関する事等である。

○市税等徴収事務費（還付金・還付加算金・滞納処分について）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

納期内に納税している大多数の市民との公平性維持を図る目的で、慎重な配慮の下、法令等に定める手順を踏んでの滞納者の財産に対する差押、搜索等の滞納処分が行われていた。

また、何らかの事情等によって税金の納め過ぎが生じた場合には、過払分及びこれに係る利息相当の返還が行われており、いずれの事務事業も迅速かつ適切に実行されていると認めた。

3 情報連携推進課

所管事務は、庁内ネットワーク電算機器の整備及び管理に関する事、行政情報化に関する事、行政情報の発信手段に関する事、庁内のセキュリティ・ポリシーに関する事、ケーブルテレビ事業特別会計予算の編成に関する事、ケーブルテレビ事業特別会計の歳入の調定及び支出命令に関する事、株式会社遠野テレビの指導及び育成に関する事、遠野テレビ放送番組審議会に関する事、遠野市ケーブルテレビF T T H化整備に関する設計施工監督及び検査、工事発注に関する事、地域情報化に関する事等である。

○ケーブルテレビF T T H化整備事業

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

整備後 20 年経過により老朽化等が見られていたケーブルテレビに係る旧遠野管内のH F C (C A T V局からは光ファイバーケーブルで、途中から家庭までは同軸ケーブル配線する)方式の伝送路等の設備について、新しい生活様式に対応するための諸施策に直結する「新たな日常」の定着に向けたインフラ整備としての送受信データの大容量化及び高速通信への対応並びに安定した放送環境を整えるF T T H (光ファイバーを伝送路として各家庭へ直接引き込む)方式への更新は、時宜にかなった事業であると認めた。

かねて、事業実施には膨大な予算を要することが懸案となっていたところであるが、通信・放送とも国庫補助金、起債等の有利な財源が確保されたことは、担当課の事務取組の成果として大いに評価できる。

4 福祉課

所管事務は、軍人恩給、戦傷病者及び戦没者遺族等援護に関する事、災害救助及び罹災救助に関する事、献血、赤十字事業その他の社会事業に関する事、社会福祉団体及び社会福祉施設に関する事、民生（児童）委員及び民生委員推薦会に関する事、社会福祉法

人の認可、指導等に関する事、生活保護に関する事、要保護者の援護及び自立助長に関する事、生活困窮者の自立支援に関する事、身体障害者福祉に関する事、知的障害者福祉に関する事、精神障害者福祉、精神保健に関する事、障害者福祉施設の整備に関する事、特別障害者手当、障害児童福祉手当及び福祉手当に関する事、身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関する事、その他障害福祉に関する事、社会福祉統計に関する事等である。

○高齢者等見守り体制構築事業

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

自然災害が多発・増加の傾向にある中、高齢者及び障害者等の避難行動要支援者の災害時における逃げ遅れ防止を図る個別計画を作成するための当該世帯への訪問調査が、新型コロナ禍により急きょ短期間で行われたものであった。

本調査から取りまとめられる貴重なデータを基に、避難行動要支援者への丁寧な説明を行い、公民が連携して高齢者等見守り体制が構築されることを期待する。

なお、本調査では個人情報の中でも特に配慮を要する事項が収集されていることから、その使用と管理には万全を期されたい。

5 健康長寿課

所管事務は、老人福祉法に関する事、介護予防に関する事、在宅訪問診療に関する事、社会福祉団体との連絡調整に関する事、シルバー人材センター運営事業に関する事、介護保険被保険者の資格管理に関する事、要介護及び要支援認定に関する事、介護認定審査会の運営に関する事、介護保険料の賦課徴収に関する事、疾病予防及び健康増進事業に関する事、保健推進委員に関する事、地域包括支援センターに関する事等である。

○自治体連携ヘルスケアプロジェクト事業（飛び地連携型大規模ヘルスケア事業業務委託料）

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

本事業は、2年目となる全国5市町連携のヘルスケア事業として、市民が情報通信技術を活用して、自らの健康維持・増進活動に取り組んでいるものであった。

企業等の積極的な参加もあって会員数は増加しているところではあるが、ICT健康塾として平成20年度にスタートした健康づくり事業の本来の目的である健康寿命の延伸と医療費の抑制をより高いレベルで達成できるよう、健康無関心層における訴求対象の絞り込みを更に徹底した上での会員数拡大となることを期待したい。

6 医療連携室

所管事務は、県立病院との連携に関する事、医療関係団体との連携に関する事、市内における開業医への支援に関する事、医師確保の推進に関する事、ウィメンズ・チャイ

ルドクリニック構想の推進に関する事、地域医療情報ネットワークシステムに関する事、その他医療体制及び地域医療の整備に関する事等である。

○地域医療環境整備事業費（当番医委託料について）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

令和元年度、休日急患診療当番医において医科は2,070人、歯科は110人の診療実績があり、市民生活における安心安全の大きな拠り所の一つとなっており必要な事業と認めた。

また、救急医療週間に開催されている救急医療に関する啓発行事の本市消防フェアでは、毎回、日常の健康不安の解消につながる内容での医療講演が行われているが、より多くの市民が参加できる形の新たな展開を期待する。

7 こども政策課

所管事務は、少子化対策及び子育て支援の総合的な施策の推進に関する事、子育て及び子育ての環境づくりに関する事、ひとり親家庭及び寡婦の福祉向上に関する事、児童館及び児童クラブ並びに児童館・児童クラブ育成団体の運営及び指導に関する事、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の認定、確認及び給付に関する事、要援護児童等の保護に関する事、障害児福祉に関する事等である。

○ファミリー・サポート・センター推進事業

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

育児の援助を行いたい者と受けたい者を会員として組織化し、地域での子育て支援機能強化体制を作りあげることで、子育てをする者が安心して働くことができる環境の整備を図る事業であった。

本事業を開始した平成28年度から活動内容の充実を図りながら着実に実績を積み重ねてきていることから、その成果等を事業実施要綱に反映させることにより、次の段階へと事業内容がステップアップすることを期待する。

8 母子安心課

所管事務は、妊娠の届出及び母子健康手帳の交付に関する事、妊産婦の健康診査に関する事、乳幼児の健康診査及び健康相談に関する事、妊婦、じょく婦及び新生児の健康診査及び保健指導に関する事、未熟児養育医療に関する事、母子歯科保健に関する事、不妊治療の支援に関する事、予防接種に関する事等である。

○親子あんしん相談支援事業（産婦人科・小児科オンライン相談システム業務委託料）

〔指摘事項〕

業務委託契約書1通に貼付された印紙の税額について、印紙税法別表第一に定める印紙税額に照らして200円であるところ400円が貼付されており、200円の過剰が認められた。

[意見・要望]

市内の妊産婦及び0-15歳の子どもを育てる保護者の育児・健康・医療に関する不安の解消及び妊娠・出産・子育てでの孤立予防のための、スマートフォン等の情報機器を介して直接、医師及び助産師へ相談することができる事業で、近隣自治体の導入情報に基づくオンライン相談に係る初の取組であった。

市民にとって利便性が高く利用価値のある仕組みとするために、今回の企画背景並びに実施結果及び事業効果の詳細を検証・分析の上、今後の運用に反映させられたい。

9 農林課

所管事務は、農業振興計画及び農林水産業ビジョンに関する事、米政策に関する事、農作物の鳥獣害対策に関する事、農村環境の保全に関する事、遠野地域木材供給モデル基地に関する事、森林林業及び木材産業の振興に関する事、森林整備計画に関する事、緑化及び里山保全活動の推進に関する事等である。

○市有林造成事業・林地残材破碎搬出業務

[指摘事項]

契約書1通に貼付された印紙の税額が、業務委託契約にもかかわらず建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約における印紙税の軽減措置を適用した金額となっており、印紙税1,000円の不足が認められた。

[意見・要望]

本業務は、今年度の緑化祭における植樹地の整備を主目的に実施されたものであったが、実施手法において地球温暖化対策に資する残材のエネルギー利用とこのエネルギー源としての販売による事業収益化を図る内容となっており、評価できる。

良好な森林環境の維持を図る健全な森林の造成・保育は、日本の原風景として「永遠の日本のふるさと遠野」を標榜している本市にとって重要課題の一つであり、緑化祭は森林造成に対して多くの市民の注目と関心を集めることができる機会であることから、市民一人ひとりがそれぞれの立場での具体的行動に結び付く契機となる緑化祭としての工夫やあり方等も検討されたい。

10 畜産園芸課

所管事務は、農業者の支援に関する事、農業の関係機関との連携に関する事、畑作及び果樹振興に関する事、新規就農及び企業の農業参入に関する事、地産地消に関する事、農林水産物の特産品に関する事、内水面漁業の振興に関する事、畜産の振興に関する事、馬事振興に関する事、家畜の防疫及び衛生対策に関する事、市営牧野に関する事、一般社団法人遠野市畜産振興公社の運営指導に関する事等である。

○新しい園芸産地づくり支援事業

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

本事業による「水田農業から園芸への転換」の支援による新たな産地づくりは、「人生 100 年高齢社会時代」の農業者にとって収益性の高い新たな事業を生む好機となると理解した。

今回の転換品目であるピーマンは、軽量のため収穫時の肉体的負荷が比較的小さく、また、地域内に整備されている共同選果施設の利用により出荷時の省力化が図られている品目のため高齢な農業者であっても生産取組が可能と思われることから、新しい農業経営の在り方を生み出すための創造活動でもあると理解した。

担当課の適時適切な情報提供、丁寧な説明・指導により、新しい園芸産地の拡大が図られることを期待する。

11 商工労働課

所管事務は、商工業の振興に関する事、ふるさと納税に関する事、中小企業融資あっせん及び金融指導に関する事、雇用の創出及び就業支援に関する事、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業等支援対策に関する事等である。

○新型コロナウイルス感染症経済対策事業費（中小企業等事業継続家賃補助金）

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で市民の日常が大きく変化し、特に中小企業、小規模事業者等が経済的・経営的な窮地に立たされた状況下における経済対策として、本事業による家賃補助は妥当であるとともに、補助金は対象者の請求に応じて適切かつ迅速に交付されていると認めた。

12 観光交流課

所管事務は、観光事業の振興に関する事、観光関係団体に関する事、観光資源の保護及び開発に関する事、観光施設の整備及び管理運営に関する事、観光宣伝に関する事、観光交流センター等観光施設に関する事、一般社団法人遠野ふるさと公社の運営指導に関する事、その他観光に関する事、都市間交流（国際交流に関する事を除く。）に関する事、定住推進に関する事等である。

○観光施設円滑運営事業費（委託料）

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

観光施設の清掃等の管理は、遠野郷の財産である観光資源を良好な状態で維持保全・継承していくうえで重要な業務である。また、「きれいなトイレ」は観光施設における快適機能の提供事実を端的に示す言葉であり、遠野郷を訪れる観光客に対する「おもてなし」の重要要素の一つ、基本的取組事項である。

各施設の管理は、施設所在の地元自治会、協議会等への委託により適切に実施されていたが、今後は小さな拠点づくりによる新たな地域づくり活動の中において、その位置付け等を

検討されたい。

13 三セク・まち活推進室

所管事務は、一般社団法人遠野ふるさと公社の経営改革に関する事、第三セクター（観光分野）の改革に関する事、その他第三セクター改革に関する事、遠野駅舎及びあすもあ遠野の活用策策定に関する事、道の駅「遠野風の丘」の整備に関する事等である。

○道の駅魅力アップ事業費（ソフト）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

本事業は、道の駅「遠野風の丘」の改装に向けた事業のうち建物本体の改修を除くものをソフトとして分類し、実施されているものであった。

本市の物産振興と観光振興、そして人的交流におけるゲートウェイ機能発揮拠点として、道の駅「遠野風の丘」の改装事業には多くの注目と関心が集まるところと思われるが、令和3年4月のグランドオープンを一つの起爆剤として、本市における地域経済活性化と地場産品販路拡大の動きが連鎖的・持続的に高まることを期待したい。

14 六次産業室

所管事務は、六次産業化に関する事、農商工連携に関する事、地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する事、六次産業応援資金融資あっせんに関する事、産学官民の連携に関する事、起業支援に関する事、農林水産物の加工、商品開発及び流通の企画調整に関する事、TKプロジェクトに関する事、どぶろく特区に関する事、地域おこし協力隊に関する事等である。

○新型コロナウイルス感染症経済対策事業費（六次産業チャレンジ応援事業費補助金）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

本事業を活用して新型コロナウイルス感染症によるイベント・催事の中止、小売店の休業に伴っての取引停止等で商品の販売機会を失った中小企業者等が、新たな販路開拓等の販売促進活動、商品開発等に取り組んでいた。

この補助金をきっかけとした申請各事業者の新たな挑戦の記録は、全て貴重なデータとして今後の六次産業の活動展開に反映されることを期待する。

15 市民課

所管事務は、戸籍に関する事、住民基本台帳に関する事、印鑑登録に関する事、マイナンバーカードの交付に関する事、国民健康保険制度に関する事、国民健康保険の給付等に関する事、国民年金に関する事、後期高齢者医療制度に関する事、乳幼児及び妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費給付に関する事、児童手当に関するこ

と等である。

○市民登録一般事務費（マイナンバーカードについて）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

社会保障・税番号制度に伴う個人番号カード及び通知カードに関する事務事業は、関係事務処理要領に基づき適切に行われており、また、これらの交付等に関する委託に係る交付金の支払いは、正確に行われていると認めた。

なお、国では令和4年度末までにほぼ全ての国民に行き渡るようにするとの目標を掲げていることから、本市においても個人番号カードの申請件数の対人口割合が高まるよう努められたい。

16 建設課

所管事務は、市道の認定、廃止及び変更に関する事、市営住宅に関する事、里道水路に関する事、道路、河川、水路及び橋梁に関する事、公共土木施設の災害復旧に関する事、農道及び林道の整備及び管理に関する事、国土調査に関する事等である。

○地籍調査事業

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

土地を巡る行政・経済活動等の全ての基礎となるデータを明確にするための本事業が、調査区域ごとに「所有者調査に始まり、認証を経ての登記完了まで」4～5年間のスケジュールで実施されており、長期スパンで計画的かつ着実に進められていると認めた。

また、所有者不明や所有者不在、長期間相続登記が行われていない等の土地についても、土地境界をめぐる紛争の未然防止及び土地取引の円滑化・土地資産の保全が図られるよう慎重に実施していることは、評価できる。

17 まちづくり推進課

所管事務は、都市計画の策定並びに都市計画事業の調査及び計画に関する事、都市計画道路に関する事、都市公園に関する事、都市計画審議会に関する事、工業団地の整備に関する事、市有建物の建築に関する事、建築確認申請の副申に関する事、道の駅「遠野風の丘」の整備に関する事、景観施策に関する事、空家等対策に関する事等である。

○道の駅魅力アップ整備事業

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

本事業は、道の駅「遠野風の丘」の改装に係る施設改修工事期間中における代替の営業施設とする仮設店舗を設置するものであった。

既存施設から仮設店舗への機器のスムーズな移動、限られた条件下での従業員の利便性の確保及び来場・来店者に係る利用者満足維持等、様々な課題と向き合い、これらを一つひとつ解決しながら事業が進められていると認めた。

18 環境課

所管事務は、環境施策の企画及び調整に関する事、自然保護の総合的な企画、調整及び推進に関する事、一般廃棄物の処理及び清掃に関する事、岩手中部広域行政組合に関する事、斎場の管理及び運営に関する事、廃棄物再生利用施設及び最終処分場の管理及び運営に関する事、し尿処理施設の管理及び運営に関する事、清養園保養センターの管理及び運営に関する事等である。

○し尿処理施設運営費（し尿処理施設槽清掃業務委託料）

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

市民が快適で衛生的な生活を送るために欠かせないし尿処理を円滑に行うため、当該施設の各貯槽に係る清掃業務が、老朽化対策も考え合わせながら計画的に進められていた。

なお、年度内に複数回又は毎年度の購入実績がある薬品については、単価契約手続によることを検討されたい。

19 消防総務課

所管事務は、職員の教育、研修及び勤務成績、表彰に関する事、職員の装備被服等、勤務規律及び分限並びに懲戒に関する事、消防長会、消防学校その他関係機関との連絡に関する事、消防防災行政の基本構想、防災会議及び防災計画に関する事、自主防災組織に関する事、災害警戒本部並びに地震、風水害その他の地域災害被害の集計及び報告に関する事、法令に基づく危険物の規制及び保安並びに権限移譲（火薬類の規制、電気用品安全法、ガス事業法）に関する事、消防計画の策定及び消防業務の企画調整に関する事、通信指令・管制業務及び防災行政無線の運用に関する事、消防防災施設等整備計画の申請及び事業の実施に関する事、消防庁舎及び附属施設並びにコミュニティ消防センターの維持管理に関する事、消防機器及び消防装備品等の維持管理並びに消防水利及び水利計画に関する事等である。

○職員教育訓練等事業費

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

複数年度にわたる全体の教育計画書に基づき、それぞれのキャリアに応じた教育訓練及び業務資格取得に向けた教育を計画的に実施し、各職員のスキルアップに適切に取り組んでいると認めた。

20 遠野消防署

所管事務は、消防団組織に関すること、消防団の儀式及び行事に関すること、消防団員の人事、服務、教養、損害補償等に関すること、消防戦術及び消防隊の運用の管理に関すること、消防隊及び救急救助隊の運用に関すること、火災の原因及び損害の調査並びに報告に関すること、火災予防行政の総合企画及び調査研究に関すること、立入検査及び違反処理に係る事務に関すること、婦人消防協力隊・幼年消防クラブ・少年消防クラブその他防火防災団体の育成及び指導に関すること等である。

○新型コロナウイルス感染症予防対策事業費

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

隊員の救急活動時における新型コロナウイルスへの感染を予防するための救急隊員用感染防護衣及び消毒用資機材を購入したものであり、関係事務は適切に行われていると認めた。

21 市民協働課

所管事務は、市民センター運営協議会に関すること、区長に関すること、交通安全運動の推進に関すること、犯罪の防止に関すること、消費者の保護及び消費生活相談窓口に関すること、人権擁護に関すること、交通対策の総合的な企画、調整及び推進に関すること、市民センター施設の整備及び管理の総合調整に関すること等である。

○地域安全推進事業

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

規則の見直しに伴う減員で防犯隊員の定数は 51 人となったが、隊員が市民の安全な生活の確保のために行う防犯広報活動、予防警戒活動等において必要な被服及び制服付随の統一小物並びに活動備品を購入したもので、関係事務は適切に行われていると認めた。

○防犯灯管理事業

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

防犯灯の整備は、市民の安心安全な生活を守る上で重要であるとともに、広大な市域の中に張り巡らされた生活道路沿いの随所に設置している状況にあって、設置箇所が一目で分かる明確な管理台帳を整備して、現在数 3,683 灯の防犯灯の管理が適切に行われていると認めた。

22 地域づくり応援室

所管事務は、地域づくり支援施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること、ふるさと

づくり市民会議に関すること、行政区再編に関すること、地区センター指定管理者制度導入と運営支援に関すること、自治組織その他の地域活動の育成及び支援に関すること、市民協働の推進に関すること、地域活動専門員に関すること等である。

○みんなで築くふるさと遠野推進事業

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

市内 11 地区単位に、それぞれの地域特性を生かした住民満足を追求する地域づくり活動への挑戦が続けられており、更に新型コロナウイルス感染予防を最優先しなければならない条件下で、昨年度までと違う取組の工夫が見られた。

なお、本事業は「市民協働の理念に基づき、地域づくり連絡協議会、自治会その他の団体等が地域の特性を生かし、創意と工夫を凝らした特色ある“ふるさと”づくりの推進を図るための財政的支援」であることに照らし合わせると、地区センターに係る指定管理者制度導入等への移行と相まって、小さな拠点づくりによる新たな地域づくり活動が大きく飛躍することを期待する。

23 生涯学習スポーツ課

所管事務は、生涯学習の推進に関すること、男女共同参画社会の推進に関すること、高齢者団体の育成並びに高齢者の教養及び健康づくり活動に関すること、国際交流に関すること、少年センターの運営に関すること、芸術文化活動の推進に関すること、遠野みらい創りカレッジに関すること、スポーツを通じた健康意識の普及に関すること、運動及びスポーツ習慣の定着に関すること等である。

○学びのまちづくり推進事業費（外国人生活文化教育支援事業補助金）

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

現在、市内に約 200 名の外国人が在住している状況にあつて、在住外国人を対象とする日本語教室をはじめとした日本文化の理解促進活動及び在住外国人が行う自国等外国文化の発信活動への支援は、市民間の相互理解を進める上で重要な事業であり、かつ、市民の生活の質向上に資する事業であると認めた。

24 パラリンピック推進室

所管事務は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等スポーツの国際大会に関することである。

○先導的共生社会ホストタウン推進事業費

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の1年延期を受け、ブラジルとのホストタウン交流を絶やさないうえ、また、市民に対する一層の機運醸成及びホストタウンの取組に係る市民理解の更なる向上を図るための事業が行われていた。

この機会を捉えた共生社会の実現に向けたユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの推進に向けた諸活動がレガシーとなり、先導的共生社会ホストタウンとしての本市の今後の発展に結び付くことを期待する。

25 文化課

所管事務は、図書館・博物館事業の調整に関する事、文化に係る施策の企画及び連絡調整に関する事、図書館・博物館の防火管理に関する事、図書館・博物館及び博物館分館の保守管理に関する事等である。

○遠野物語発刊 110 周年事業費（発刊 110 周年事業業務委託料）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

コロナ禍の状況下にあつて、多くの市民が期待を寄せていた本周年事業も、感染防止のためイベントを中止又は無観客開催へ変更する等、当初計画の大幅な変更を余儀なくされていた。その中にあつて、遠野ケーブルテレビ及び動画配信サイト「ユーチューブ」の活用により、本市諸施策の基軸とも言える「遠野物語」への注目・関心・理解を集め・広め・深めるための文化的学術的活動としては大いに評価できる。

○新型コロナウイルス感染症予防対策事業費

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

ポストコロナの新しい生活様式（ニューノーマル）への対応として、図書消毒機及びサーマルカメラを購入したもので、関係事務は適切に行われていると認めた。

多くの市民利用がある施設の安心安全な環境づくりとして、コロナ感染防止の基本となる機器の導入は、評価できる。

26 学校教育課

所管事務は、総合的な教育環境の整備に関する事、教育委員会の会議に関する事、中学校及び高等学校の連携による教育環境の充実強化の推進に関する事、児童生徒の通学対策に関する事、就学困難な児童生徒の就学援助に関する事、奨学生選考委員会及び奨学資金の貸与に関する事、教材の整備に関する事、学校の教育課程及び学習指導等に関する専門的事項の指導に関する事、生徒指導に関する事、児童生徒の就学に関する事等である。

○OGIGAスクール環境整備事業費

〔指摘事項〕

特になし

[意見・要望]

文部科学省が掲げる「GIGAスクール構想」に基づき、今年度3月の一人一台端末の運用を目指したネットワーク、タブレット等を整備するもので、関係事務は適切に行われていると認めた。

未来を担う子どもたち一人ひとりがグローバルな視野に立ち、豊かな創造性を育むことができる教育環境の整備として基礎的な体制づくりにおける教育分野のICT化を進めるもので、効果的な授業による学力の向上、学校における教職員の働き方改革等に資する新体制となることを期待する。

○学校保健管理費（備品購入費）

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

児童生徒及び教職員の健康状態の適切な把握及び健康の保持・増進並びに健康教育に関する備品の購入は、適切に行われていると認めた。

【共通事項】

1 各課等で該当する分担金、負担金、使用料、手数料及び諸収入

おおむね適正に事務処理されているものと認めた。

2 現金等の保管状況（通帳）

今回監査対象の33課等における、令和2年11月30日現在で本市に帰属する通帳及び関係団体等からの預託により保管している通帳は、22課等で90冊（今回の監査対象課等に係る前年度における監査以降において新規契約4冊・解約等8冊）である。

全通帳の合計預金残高は55,523,796円となっており、そのうち通帳残高が1,000千円を超えるものは15冊であった。

詳細は下表のとおりであるが、預金通帳を多く保管している課等は、観光交流課13冊、次いで農林課12冊であり、預金残高が最も多い課等は観光交流課で16,682,831円、次いで農林課16,055,794円であった。

（単位：冊・円）

No	課名等	通帳冊数	預金残高
1	税務課	2	28,542
2	情報連携推進課	1	0
3	福祉課	7	1,607,689
4	健康長寿課	1	0
5	医療連携室	1	0
6	こども政策課	2	38,787
7	母子安心課	1	0

8	農林課	12	16,055,794
9	畜産園芸課	7	3,144,952
10	商工労働課	3	527,530
11	観光交流課	13	16,682,831
12	六次産業室	3	1,740,391
13	市民課	1	215,931
14	建設課	2	32,537
15	まちづくり推進課	1	0
16	環境課	7	11,286,688
17	消防総務課	5	375,246
18	遠野消防署	7	895,944
19	市民協働課	8	2,492,384
20	生涯学習スポーツ課	3	333,978
21	文化課	1	0
22	学校教育課	2	64,572
合計	総合計	90	55,523,796

3 郵便切手類の保管及び受払

おおむね適正に保管等されているものと認めた。

4 物品の管理及び出納

物品の管理及び出納については、備品管理一覧表に基づき令和元年度及び令和2年11月30日までに備品購入のあったもののうち3課3品を選択して、契約等に関する書類、支出伝票書類等を確認した結果、おおむね適正に管理・執行等されているものと認めた。

5 車両の運行管理

おおむね適正に管理されているものと認めた。

なお、業務委託、指定管理者制度導入等に伴い貸与車両が増加していることから、その管理には万全を期されたい。